

三重県まん延防止等重点措置

～三重県が実施する対策～

【別冊】

1 予防・医療

(1) 保健所の体制

- ・保健所業務を支援する 350 名の応援職員について、順次派遣するとともに、さらなる感染拡大がみられた場合には、県民の命に直結する業務への重点化を図ります。

(2) 検査体制

①変異株への対応

- ・オミクロン株への対応のため、引き続き、変異株スクリーニング検査、ゲノム解析を実施します。

②行政検査

- ・保健所業務の負担軽減を図るため、民間検査機関を積極的に活用します。
- ・陽性者が確認され感染拡大が懸念される事業所等に対しては、保健所から濃厚接触候補者リストの作成を依頼し、そのリストに基づき濃厚接触者を特定することとし、検査の実施につなげます。
- ・医師の判断による陽性者の同居家族等への検査について、診療・検査医療機関に協力を依頼しています。

③無料PCR等検査

- ・医療機関や薬局等において、感染不安を感じる方への無料検査を実施しています。（登録検査実施場所：106 か所（令和4年1月18日現在））
- ・県独自の郵送による無料PCR検査は、令和4年2月10日まで実施しています。

④社会的検査

- ・集団感染等のリスクが高い高齢者施設等を対象とした社会的検査を、1月中旬に再開します。

(3) ワクチン接種

①初回接種（1回目・2回目接種）

- ・市町において、初回接種（1回目・2回目接種）を希望する方への接種を引き続き実施するとともに、若年層を含めた円滑なワクチン接種を推進します。

②3回目接種

- ・市町における3回目接種について、前倒しでの接種も含め必要となるワクチンの配分を進めます。

- ・接種間隔の前倒しに伴う市町の接種体制を支援するため、1月30日以降、県内3か所（四日市市、津市、伊勢市）に県営接種会場を設置します。

③相談窓口

- ・県民の皆さんが安心してワクチンを接種できるよう、引き続き、新型コロナウイルスワクチンポータルサイト等で情報発信するとともに、ワクチン接種に関する相談窓口を開設しています。

「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」

電話 059-224-2825 午前9時～午後9時

電話 050-3185-7947 午後9時～翌午前9時（AI音声技術による自動応答）

「みえ外国人コロナワクチン相談ダイヤル」（多言語対応）

電話 080-3123-9173 午前9時～午後5時（月曜～金曜、日曜）※祝日除く

（4）医療提供体制

①入院医療

- ・オミクロン株は感染性が非常に高いことが想定され、急激な医療現場のひっ迫が危惧されることから、必要な方が確実に入院できるよう、457床の患者受入病床を確保するとともに、患者急増時の緊急的な対応として、重症者用病床を含めて576床の病床を確保しています。また、患者の状況等に応じて宿泊療養、自宅療養も併用した療養体制で対応するとともに、受入病床の増床に向けて可能な限り医療機関との調整を継続します。

②臨時応急処置施設

- ・感染が急激に拡大している状況をふまえ、中等症Ⅱの患者に対応するために、津市及び北勢地域に確保した2つの臨時応急処置施設について、津市の施設を1月20日から10床稼働させるとともに、北勢地域の施設についても、今後の感染の拡大状況等に応じて稼働させます。

③宿泊療養施設

- ・5施設665室を確保している宿泊療養施設について、3施設334室を稼働させるとともに、残り2施設331室について1月中の稼働を予定しています。
- ・さらなる感染拡大に備えるため、新たな宿泊療養施設の確保に取り組みます。
- ・宿泊療養施設に中等症Ⅰ患者または重症化リスクの高い患者を積極的に受け入れるとともに、経口薬の投与体制を施設毎に順次確立します。

④自宅療養

- ・自宅療養者に必要な医療が提供できるよう、医師会の協力のもと、往診、オンライン診療、電話診療等が可能な364の医療機関を把握・リスト化しています。
- ・自宅療養者の増加をふまえ、貸与用パルスオキシメーターを5,000個追加購入（計19,450個）するとともに、市町や関係団体と連携し、患者の症状にも対

応した食事の提供や貸与用パルスオキシメーター、食事および衛生用品の配送体制を充実させます。

(5) 感染拡大防止対策

①要請の遵守状況の確認・働きかけ

- ・飲食店への営業時間短縮要請に伴い、政府基本的対処方針に基づき、警察とも連携しながら、要請区域内の対象店舗に対し要請の遵守状況の確認のための見回りを実施します。
- ・営業時間短縮要請にに応じていただけない店舗への働きかけを行うとともに、警察とも連携しながら、特措法に基づき、要請に応じていただけるよう実地での指導を実施します。また、感染拡大防止のため特に必要があると判断される場合には、特措法に基づき、個別要請、命令といった厳しい対応も検討します。

②外国人住民への周知・啓発及び多言語支援

- ・言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民の方々に対しては、情報がしっかりと伝わるよう、多文化共生に関わる県内 11 の市民団体にホームページや SNS での情報発信を依頼するほか、市町と情報共有を図り注意喚起に取り組んでいます。引き続き市民団体等と連携し、団体が持つ知見やネットワークを活用して啓発を実施します。
- ・みえ外国人相談サポートセンター（M i e C o）において、多言語で相談対応を行うとともに、適切な情報提供を行います。
- ・保健所へ迅速に通訳派遣を行うなど、感染者の不安解消や感染拡大防止に多言語で対応します。

③障害福祉施設や保育所等の感染防止対策のための相談窓口の設置

- ・障害福祉施設や保育所等において、適切な感染防止対策を行ったうえで、継続的にサービスを提供するため、感染症の専門家等による感染防止対策等に関する相談窓口を設置し、各施設等からの相談に対応します。

④県立学校における対応

- ・マスクの着用、手洗いの励行、換気などの基本的な感染防止対策、毎日の検温、発熱等体調不良の場合の自宅休養など健康管理について、引き続き徹底します。児童生徒の同居の家族が体調不良の場合にも登校を控えるようにします。
- ・児童生徒が近距離で行う学習や、組み合ったり接触したりする運動など、感染防止対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動の実施については慎重に検討するとともに、登下校や着替え、食事などの場面の切り替わりにおける感染防止対策についても、注意喚起を徹底します。
- ・部活動は、原則自校内の活動とし、昼食を伴わない午前または午後のみ活動とします。公式大会は、感染防止対策を講じたうえで、必要最低限の人数で参加できることとします。

- ・修学旅行・遠足については延期を検討します。県内を行き先とする最終学年の修学旅行は、重点措置区域以外（1月20日時点：東紀州地域）を行き先として実施できることとします。
- ・市町教育委員会及び私立高等学校等に対して、適切に対応いただくよう県立学校の取組を情報提供します。

⑤地域のスポーツ活動における感染防止対策

- ・スポーツ少年団など、複数の学校から児童生徒が参加するような地域スポーツの場をきっかけとして感染が拡大しないよう、スポーツ少年団事業を統括する県スポーツ協会や市町地域スポーツ担当課を通じて、注意喚起を徹底します。

⑥感染防止対策の徹底の呼びかけ

- ・県民及び県外の皆様に県境を越える移動の自粛を求めるため、主要駅構内等でのポスター掲出などについて、交通事業者に協力を要請します。
- ・県が管理する漁港においては、地元からの要請に基づき、注意喚起用の看板等を設置することにより、利用の自粛を呼び掛けていきます。
- ・自然公園（三重県民の森・上野森林公園）においては、立て看板による大人数・長時間での飲食自粛の注意喚起を行います。

（6）情報提供

- ・「三重県まん延防止等重点措置」における要請内容等について、県民、事業者の皆様と一緒に取り組んでいくため、様々な媒体を活用し周知啓発します。
 - ・新聞、テレビ、ラジオにおける広告等
 - ・道路情報板等での掲示
 - ・県政だより、フリーペーパーへの掲載
 - ・ホームページ、SNSの活用
- ・市町に対して、県の取組も参考にさせていただき、様々な媒体を活用して要請内容等を周知啓発いただくよう、協力を依頼します。

2 事業者支援

（1）営業時間短縮要請等の影響に対する支援等

①飲食店時短要請協力金

- ・1月21日から2月13日まで、まん延防止等重点措置適用に基づく重点措置区域において、酒類提供の停止等を伴う20時までの営業時間短縮（認証店は酒類提供を継続して21時までの営業短縮を行うことを選択可能）に全面的に協力していただいた事業者には、飲食店時短要請協力金を支給します。

※店舗の準備期間として1月24日までの時短営業開始であれば支給対象となりますが、支給金額は実施期間に応じて算定します。

※酒類提供の停止等を伴う20時までの営業時間短縮を行う場合と酒類提供を継続して21時までの営業時間短縮を行う場合とでは、協力金の日額単価が異なります。（20時までの営業時間短縮の場合：日額3万円～10万円、

21 時までの営業時間短縮の場合：日額 2.5 万円～7.5 万円)

- ・以前から時短要請に継続して協力いただくなど一定の要件をみたす飲食店に対して、協力金の一部を早期支給することとし、1 月末までに制度概要を発表するとともに、その後、速やかに申請受付を開始します。

「三重県飲食店時短要請協力金相談窓口」

電話 059-224-2335 午前 9 時～午後 5 時（土日祝を除く）

②幅広い業種の事業者を対象とした支援金

- ・まん延防止等重点措置に伴う経済活動の停滞等による影響を受け、1 月、2 月の売上が減少した事業者に対する支援金の実施について、3 月上旬に申請受付を開始できるよう準備を進めています。

③雇用調整助成金等

- ・雇用調整助成金の特例措置について、まん延防止等重点措置が適用される区域で時短営業に協力する事業者については、補助率を最大 10 分の 10 まで引き上げる特例が適用されることから、区域内で時短営業に協力する事業者へ情報が行き届くよう、時短要請協力金の案内に併せて周知を行います。
- ・従業員の雇用維持に苦慮している事業者と労働力不足となっている事業者との間での「雇用シェア（在籍型出向、兼業・副業など）」を県内で広く普及・浸透させるため、今後も関係機関と連携して周知を図ります。

(2) みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしん みえリア」の推進

- ・県では、県民の皆様が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度「あんしん みえリア」を運用しています。認証店舗数は 1 月 17 日で 2,919 店舗となりました。
- ・県内の観光地を安心して訪れることができる環境整備を促進するため、観光事業者版「あんしん みえリア」も運用しています。認証施設数は、1 月 17 日で 1,028 施設となりました。
- ・「あんしん みえリア」の専用ホームページでは、飲食店及び観光施設等の認証制度を幅広く PR するため、各認証店舗・施設の感染防止対策を紹介しており、市町別やジャンル別に検索いただくことが可能です。県民の皆様が安心して各認証店舗・施設を利用できるよう、制度の周知を図ります。また、申請のあった飲食店が速やかに認証を取得できるよう、引き続き、認証事務の可能な限りの迅速化を進めています。